

第1号様式 (第9条関係)

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 25 年度	次回見直し予定	平成 30 年度
条 例 名	特定非営利活動促進法施行条例				
条 例 番 号	平成 10 年神奈川県条例第 37 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 1 節		
所 管 室 課	県民局くらし県民部NPO協働推進課				
条 例 の 概 要	知事が所轄する特定非営利活動法人に関し、特定非営利活動促進法の施行に係る必要事項を規定している。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	この条例は、特定非営利活動促進法第9条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関して、同法が条例で定めることとしている認証や認定等の申請等に必要な事項や特定非営利活動法人が同法に基づいた運営を行う際の要件を定めたものであり、必須の条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	特定非営利活動促進法第10条第1項の認証や同法第44条第1項の認定等を受けるための手続や特定非営利活動法人が同法に基づく運営及び手続を行う際の根拠となっており、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展の促進に有効に機能している。			平成 24 年度 ・認証法人数 : 1,330 法人 ・認定法人数 : 2 法人 ・仮認定法人数 : 0 法人
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	この条例は、特定非営利活動促進法の施行にあたっての手続を明確かつ簡素に規定したものであり、効率的な内容である。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	ボランティア団体の法人化や法人運営、法人の認定等に際しての必要な要件を規定しているものであり、「かながわブランドデザイン」に基づき県が進める「NPOの自立的活動と協働の推進」の一環として、県の基本方針に適合したものである。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	特定非営利活動促進法及び関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	